

教職員各位

危機管理対策本部事務局

1 国の自宅待機期間短縮の取扱い

国では、7/22(金)に新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者について、原則 5 日間(6 日目の解除)とするが、無症状・ワクチン接種完了・2 日目および 3 日目の「体外診断用医薬品」(※1)と表示された抗原定性検査キットを用いた検査結果による陰性を確認した場合、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3 日目から待機解除を可能としました。

※1 「体外診断用医薬品」に分類される検査キットは、国が臨床的有効性を認めた検査キットであるもの。

(今回の国における取扱いは、医科学的な見地等を根拠としたものは示されていないもの。)

2 他の都道府県等の対応状況 (令和4年7月27日時点)

岩手県から、県民に対して濃厚接触者の自宅待機期間短縮(5日→3日)の要請等はされていないもの。

一部の都道府県において、待機期間短縮(5日→3日)が示されているもの。

(宮城県、埼玉県、東京都、神奈川県、仙台市、山形市などが HP 等に用いて発出しているが、積極的に推奨しているものでは、無いことを確認。)

3 国立感染症研究所が公表するオミクロン株の発症例

オミクロン株の場合は、潜伏期間が 2~3 日、曝露から 7 日以内に発症する人が大部分であるとの報告がされていることを確認しています。

※2 国立感染症研究所がHPにおいて公表(R4.1.13)するオミクロン株の発症例

曝露日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目
発症率	8.55%	30.41%	53.05%	70.69%	82.65%	90.12%	94.53%

4 本学の取扱い

本学としては、以下に記載した理由により自宅待機期間を短縮せず、管轄保健所 (又は健康サポートセンター職員)からの指示に基づく8日目の解除とします。

① 国立感染症研究所が公表(※2)しているオミクロン種の発症例を根拠に、オミクロンのウイルス排出期間は、無症状者で8日間を必要とすること。

② 教職員の罹患状況等は比較的落ち着いており、事業継続が確保できていること。

③ 岩手県では県民に対して、自宅待機期間の短縮を要請していないこと。